

## 鳥取県告示第 960 号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 57 条の 3 第 4 項の規定に基づき、鳥取県生活衛生営業指導センターから事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 事務所の所在地  
変更後 鳥取市松並町二丁目 160 番地  
変更前 鳥取市大榎町 13-1
- 2 変更年月日  
平成19年11月28日